松山市公設水産地方卸売市場買出人に関する要綱

松山市要綱第４４号
平成２３年３月３１日
改正　令和２年６月１９日要綱第７３号

（目的）
第１条　この要綱は，松山市公設水産地方卸売市場業務条例（平成２３年条例第１７号）第２８条の２に規定する買出人の実態の把握と円滑な取引を促進するとともに，市場内の秩序維持を図ることを目的とする。

（対象者）
第２条　買出人の届出ができる者は，次に掲げる要件を有する者とする。
(1) 県内で生鮮水産物等の販売若しくは加工を業としている者又は産業用に供するため生鮮水産物等の買出しを必要とする者
(2) 代金決済制度を利用する者
(3) 次に掲げる事項に該当しない者
ア 暴力団員等である者
イ 暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用している者
ウ その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められる者

（買出人の届出）
第３条　市場において仲卸業者から販売を受けようとする者は，買出人届出書（第１号様式）に，次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。
(1) 届出者が個人の場合
ア　履歴書及び写真２葉（履歴書に貼付したものを含む。）
イ　県市町村民税の納税証明書
ウ　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定による営業許可証の写し
エ　愛媛県食品行商条例（昭和２７年愛媛県条例第６２号）の規定による行商許可証の写し
オ　届出者が第２条第１項第３号に該当しないことを誓約する書面

カ　その他市長が必要と認めるもの

(2) 届出者が法人の場合

ア　代表者の履歴書及び写真２葉（履歴書に貼付したものを含む。）

イ　登記事項証明書

ウ　定款及び規約

エ　法人市民税等の納税証明書

オ　食品衛生法の規定による営業許可証の写し

カ　愛媛県食品行商条例の規定による行商許可証の写し

キ　届出者が第２条第１項第３号に該当しないことを誓約する書面

ク　その他市長が必要と認めるもの

２　市長は，前項の届け出があったときは，買出人章（第２号様式）を交付するものとする。

（買出人章の着用等）

第４条　買出人の届出をした者は，市場において仲卸業者から販売を受けるときは，買出人章を付けた帽子を着用しなければならない。

２　買出人の届出をした者は，買出人章を他人に貸与し，又は贈与してはならない。

（変更の届出）

第５条　買出人の届出をした者は，次の各号のいずれかに該当することとなった場合は，名称変更等届出書（第３号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 店舗を移転したとき。

(4) 仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。

２　前項第４号の届出には，買出人章を添付しなければならない。

３　市長は，買出人の届出をした者が第２条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当しなくなったとき，又は買出人として不適格であると認めたときは、第１項第４号の届出を求めることができる。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，公布の日から施行する。

（登録に関する経過措置）

２　この要綱の施行の日前に買出人に関する要綱（昭和５２年要綱第７号）第５条第１項に規定する許可を受けて買出人になっている者のうち松山市中央卸売市場水産物部に係るものは，この要綱第５条第１項に規定する登録を受けた買出人とみなす。

付　則

この要綱は，令和２年６月２１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

買　出　人　届　出　書

年　　月　　日

（宛先）　松山市長

住　　所

氏名又は名称

代表者名　　　　　　　　印

電話番号

松山市公設水産地方卸売市場買出人に関する要綱第３条の規定により，次のとおり届け出ます。

店舗の所在地		
資本又は出資の額		
法人の場合役員の住所及び氏名	住　　所	氏　　名
年間取扱高		
備　　考		

（注）届出者が個人であるときは，資本又は出資の額及び役員の欄は記入しないこと。

第２号様式（第３条関係）

買出人章

寸法　　タテ　　７ｃｍ

　　　　ヨコ　　１２ｃｍ

第３号様式（第５条関係）

名 称 変 更 等 届 出 書

年　　月　　日

（宛先）　松山市長

住　　所

氏名又は名称

代表者名　　　　　　　　　印

買出人に関する要綱第５条の規定により，次のとおり届け出ます。

変更の前後 変更の区分	変　更　後	変　更　前
氏　名　又　は　名　称		
住　　　所		
商　　　号		
店 舗 を 移 転 し た と き		
業 務 を 廃 止 し た と き		
備考		